

【個人情報の取扱いに関する規約】

私は、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。)、株式会社NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。))および新生フィナンシャル株式会社(以下「再保証会社」といいます。))の「ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング」を申し込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、銀行が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行が、①本申込みに基づき契約(以下「本契約」といいます。))が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。))にも、本申込みにかかる個人情報、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。))。

第1条(個人情報の利用目的、取得の同意)

- (1) 会員等は、銀行が、会員等の個人情報を以下の業務ならびに利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。

銀行における業務内容および個人情報の利用目的

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含みます。)

利用目的

- (a) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
 - (b) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人の確認等や、金融商品やサービス利用にかかる資格等の確認のため
 - (c) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
 - (d) 融資の申込みや継続的な利用等に際しての判断のため
 - (e) 適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - (f) 与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - (g) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - (h) 契約(銀行とお客さまとの間の契約および銀行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。))や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (i) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケート実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - (j) ダイレクトメール発送等、金融商品やサービス提供に関する各種ご提案のため
 - (k) 銀行や銀行関係会社(銀行の有価証券報告書に記載されている関係会社をいう。以下同じ。))および銀行の提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。なお、保険契約募集に関する銀行とお客さまとの取引が、銀行におけるお客さまに関する他の業務に影響を及ぼすことはありません。
 - (l) 各種取引の解約や取引の解約後の事後管理のため
 - (m) その他、銀行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため
- なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下のとおり、当該利用目的以外での取扱いはいいたしません。銀行は、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。また、銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- (2) 会員等は、銀行が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行の定める期間保存することに同意します。また、銀行が必要があると認めた場合には、銀行が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。))、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を銀行のデータベースに登録することがあります。

- (a) 氏名・住所・生年月日等の情報

氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・eメールアドレス・職業・勤務先(お勤め先の内容)・取引目的・家族構成・家族の属性情報、住居状況・お取引ニーズに関する情報・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報

- (b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報

・契約の種類、本契約に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報
・利用日、商品・役務名、契約額、利用額、会員等のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済回数、毎月または毎回の支払額、返済方法、自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報等の本契約のご利用状況及び契約内容に関する情報

- (c) 信用情報

会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。))、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況(本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。))、本契約に係るお支払状況及び返済状況等(会員等のお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。))の会員等の返済能力に関する信用情報

- (d) サービスの提供等に付随して取得した情報

ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等本契約関連サービスの提供等に付随して取得した情報

- (e) 公的証明書等に記載された情報等及び本人確認情報

本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証(運転免許証番号を含みます。))、パスポート(記号番号を含みます。))等に記載された情報及び本人確認等手続きに関する情報

- (f) 公開情報

官報や電話帳等により一般に公開されている情報

- (g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)

- (h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)

第2条(個人情報の銀行と保証会社ならびに銀行関係会社への第三者提供および共同利用の同意)

- (1) 会員等は、銀行が本契約の与信判断及び与信後の管理等のため、以下の情報を保証会社から提供を受け利用することに同意します。

提供を受ける個人情報

- ① 氏名・住所・生年月日等の情報

氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報

- ② 保証会社による与信審査に関する情報(会員等が再保証会社との間で再保証の委託に係る契約を締結した場合には、再保証会社による与信審査に関する情報を含みます。))

- ③ 電気通信サービスの内容に関する情報(優遇金利の提供条件に関する情報に限ります。))

- ④ 金融関連サービスのご利用料金等及び内容に関する情報(ドコモ口座に関する情報に限ります。))

ドコモ口座とは、保証会社が「ドコモ口座」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員等の名義で作成する勘定をいいます。

- ⑤ 「Money Forward」のサービスに関する情報

「レンディングマネージャーアプリ」により、会員が、以下の口座について銀行所定の方法により株式会社マネーフォワードから「Money Forward」のサービス(以下「口座情報連携サービス」という。))の提供を受ける場合における、(1)当該サービスの契約内容、(2)ご利用状況、(3)以下の口座の口座番号等および口座残高、入出金履歴その他の情報。なお、口座情報連携サービスとは、株式会社マネーフォワード社が会員との間の契約に基づき、会員の指定する金融機関から取得する情報(ご利用状況、当該金融機関の預金口座に係る残高、入出金履歴その他の情報を含みます。))を集約して会員に提供するサービスをいいます。

a. 会員が任意に指定する会員名義の銀行口座

b. 給与振込口座

- ⑥ 銀行が会員等との契約に基づきローン商品を提供するために必要となるその他の情報

利用目的

会員等のお申込み状況・ご利用状況の把握・確認、会員等のお借入れ債務に係る与信判断及び与信後の管理その他関連する業務、貸付・返済等に関

する会員等へのアドバイスその他情報の提供、会員等からのお問合せ等への対応、保証会社の提供する商品・サービスに関する各種ご案内及び、広告の表示・配信、並びに各種商品・サービスに関する企画開発・調査・分析のため
ただし、家計管理に関する情報のうち、口座情報連携サービスに係る金融機関の口座番号等及び口座残高に関する情報については、会員等のお借入れ債務に係る与信後の管理の目的では利用いたしません。

(2) 会員等は、銀行が所定の個人情報を保証会社へ提供し、保証会社の所定の利用目的のために、利用することに同意します。

提供される個人情報

- ① 第1条(2)(a)～(h)
- ② 保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な情報(過去のものを含みます。)
- ③ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

利用目的

- ① 保証関連サービスの提供にあたっての与信判断及び与信後の管理その他関連する業務のため
保証関連サービスとは、保証会社と会員等との間で締結する保証委託契約に基づく保証業務、当該業務に付随又は関連するサービス、およびお客様の家計管理等に係るアドバイスその他情報の提供に関するサービス(以下、これらの業務およびサービスを総称して「保証関連サービス」といいます。)
 - ② 保証関連サービスに係るお申込み時及びサービスご利用時等における本人確認等のため
 - ③ 保証関連サービスの提供、商品・サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)
 - ④ ご利用状況等の調査・分析、各種販売施策実施のための調査・分析及び当該施策の効果測定、新商品又は新サービス(保証関連サービス以外のサービスを含みます。)
 - ⑤ ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため
 - ⑥ 不正契約・不正利用・不払いの発生防止及び発生時の調査・対応のため
 - ⑦ 当社が保証関連サービスに基づき会員等に対して取得する債権及び権利の処分及び担保等差入れその他取引のため
 - ⑧ システム障害・事故等発生時の調査・対応のため
- (3) 銀行は、第三者提供の対象となる個人情報のうち、保証会社が会員等との間で締結している契約に基づき取得すべき情報について、会員等に代わって保証会社に提供する場合があります。
- (4) 会員等は、銀行が銀行関係会社に対し個人情報を第三者提供することに同意します。

第三者提供先

銀行関係会社

第三者提供される個人情報

- ① 第1条(2)(a)～(h)
- ② 交渉経過情報

第三者提供先における利用目的

- ① 第1条(1)に記載の各目的(但し、第1条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と読み替えるものとします。)
 - ② 与信(途上与信を含む。)
 - ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため
- (5) 会員等は、銀行およびそのグループ企業(以下銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。)

※ 新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。

共同利用する者

新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業

共同利用される個人情報

- ① 第1条(2)(a)～(h)
- ② 交渉経過情報

共同利用する者の利用目的

- ① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
- ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
- ④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
- ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため

個人情報の管理について責任を有する者

株式会社新生銀行

第3条(その他の個人情報の利用・提供の同意)

会員等は、銀行が保護措置を講じた上で、個人情報を以下に定める事項に利用・提供することに同意します。

- (1) 第1条(1)記載の利用目的を達成するため銀行の業務を第三者に委託する場合に、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- (2) 会員等が所在不明(会員等が住所変更等の届出を怠るなど連絡が取れない状態を含みます。)

第4条(債権譲渡等における情報提供)

会員等は、本契約による銀行の債権について、他の事業者等に対して債権譲渡・担保提供・信託その他の処分が行われる場合、会員等の個人情報が、当該処分のために必要な範囲内で、処分の相手方またはその候補者に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第5条(債権回収会社との相互の情報提供)

会員等は、銀行が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、本契約による銀行の債権の管理・回収業務を委託する場合には、債権の管理・回収業務に必要な範囲内において、銀行と当該債権管理回収会社との間で、会員等の個人情報を相互に提供・利用することに同意します。

第6条(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)

- (1) 会員等は、①銀行が、銀行の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟先機関」といいます。)
- (2) 会員等は、下記の「登録情報」に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟先機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟先機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構
(a)本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間	
(b)申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内
(c)契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内
(d)取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
(e)不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—
(f)官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—
(g)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—
(h)本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—

*** 開示等の手続について**

会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行ではできません。)

第7条(銀行が加盟する個人信用情報機関)

銀行が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△
全国銀行個人信用情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△

第8条(個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等)

- 会員等は、銀行に登録(登録とは電子計算機、ファイリングにより検索可能な状態にあるものとします。)されている個人情報について、銀行所定の方法により利用目的の通知・開示するよう請求することができ、銀行は、これに応じて開示する(開示請求を受けた個人情報が存在しないときにその旨を通知することを含みます。)ものとします。但し、銀行または第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、会員等に対する評価、分類、区分に関する情報、その他銀行内部の業務に基づき記録されこれが開示されると業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがあると銀行が判断した情報については、開示しないものとします。
- 会員等から銀行保有の個人情報について、内容が事実でないという理由で個人情報の訂正、追加、削除の請求がなされた場合は、銀行は、本規約の利用目的達成に必要な範囲内において速やかに調査し、当該調査の結果、当該個人情報の訂正、追加または削除が必要であると銀行が判断した場合は、速やかに当該個人情報の訂正、追加または削除を行うものとします。但し、法令により特別の手続が定められている場合は、これに従うものとします。

第9条(個人情報の利用・提供の停止)

- 銀行は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)(j)(k)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(4)③に基づく第三者提供もしくは第2条(5)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。
- 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、新生銀行のホームページ(<http://shinseibank.com/>)に掲載しております。
- (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。

第10条(規約の不同意)

銀行は、会員等が本契約に必要な記載事項(本申込書で申込者が記載すべき事項)の記入を希望しない場合および本規約に同意しない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、第1条(1)(j)(k)、第13条の目的による個人情報の利用、ならびに第2条(4)③に基づく第三者提供および第2条(5)に基づく同項①の目的での共同利用に限り、これに同意しない場合でも、銀行はこれを理由に本契約の締結をお断りすることはありません。

第11条(規約の変更)

本規約について変更が生じた場合は、必要に応じて会員等に公表または通知するものとします。

第12条(お問合せ窓口)

- 会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して銀行所定の書面を銀行に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、銀行所定の手数料を支払うものとします。会員等が銀行所定の前記手続に従わない場合には、銀行は、会員等の開示請求を受け付けません。
- 会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第9条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。
- 会員等から前二項の申出がなされた場合には、銀行は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求められることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)および、印鑑証明書等(それらの写しを含みます。))ならびに実印)の提示を求められることができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。

ものとして。

(4) 本条の各請求の具体的手続等については、銀行のホームページをご覧ください。

第 13 条(e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)への広告送信についての同意)

会員等は、銀行が、会員等から本契約の際または本契約後任意に銀行に提示した会員等の e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)に対して、インターネットを含む電子媒体を利用して銀行および銀行関係会社が提供する商品・サービスの宣伝広告を送信することに同意します。

■個人情報の取扱いに関する窓口

(1) 株式会社新生銀行

コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当)

TEL:0120-456-240

(受付時間:平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 00 分 ※土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://shinseibank.com/>

●個人情報管理責任者

チーフオフィサー グループ法務・コンプライアンス

■個人情報取扱事業者

株式会社新生銀行

2020 年 05 月 21 日改定

登録 No.11112 20.05

【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】

「ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約」(以下「本規約」といいます。))は、会員が、株式会社 NTTドコモ(以下「保証会社」といいます。))の保証により、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます。))および保証会社ならびに新生フィナンシャル株式会社(もしあれば、以下同様。以下「再保証会社」といいます。))との間のドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング基本契約兼保証委託契約(以下「本契約」といいます。))に基づき銀行とレンディング取引(以下「本取引」といいます。))を行う場合の、銀行の取扱いを記載したものです。なお、保証会社が必要と判断した場合は、会員からの本契約の申込みに基づき、当該契約を会員との間で締結のうえ、保証会社が会員に対して取得する求償権を再保証会社が保証(以下「再保証」といいます。))することがあります。

「ドコモ回線ご契約者」とは、保証会社と NTT ドコモ回線契約(本契約締結時に届け出た保証会社との間で締結された携帯電話回線契約をいう。以下同じ。))を個人で交わしているお客さまをいいます。会員、保証会社および再保証会社との間で「保証および再保証委託約款」に基づいて締結された保証委託契約(再保証がある場合には再保証委託契約を含み、以下「保証委託契約」といいます。))に関して、「保証および再保証委託約款」と本契約との間に矛盾がある場合には、「保証および再保証委託約款」の定めが優先するものとします。また、本契約の終了によっても保証委託契約は当然には解除されないものとし、「保証および再保証委託約款」の定めに従うものとします。

(一般規約)

第1条(会員)

- (1) 会員とは、本契約の申込みの際に、銀行および保証会社ならびに再保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」ならびに「保証および再保証委託約款」にあらかじめ同意し本契約の内容および条件ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行および保証会社ならびに再保証会社に対して本契約の申込み(電磁的方法による申込みを含みます。以下同じ。))をし、銀行が同申込みを承認(電磁的方法による承認を含みます。以下同じ。))した方とします。本契約のうち、借入れにかかる内容および条件は、インターネットでの申込みの際に画面上に表示される「Web 契約内容」に記載されます。
- (2) 本契約は、銀行、保証会社および再保証会社が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、銀行及び会員との間で取引(貸付等)を行ったときに成立するものとします。なお、スマートマネーレンディング規約第1条(2)に基づき、会員が会員名義のドコモ口座において借入れを行う場合は、会員名義のドコモ口座に借入金が着金したときに、取引(貸付等)が成立するものとします。なお、ドコモ口座とは、保証会社が「ドコモ口座」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員またはその他の者の名義で作成する勘定をいいます。
- (3) 本契約成立後、本契約の内容および条件(以下「本契約事項」といいます。))は、会員に交付する「契約内容通知書」にて確認できます。

第2条(銀行IDの発行と取扱い)

- (1) 銀行は、本契約が成立した後の本取引に使用するため、会員に銀行が指定する会員識別番号等(以下「銀行ID」といいます。))を付与するものとします。
- (2) 会員以外の者が銀行IDを使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもって銀行IDを使用し管理するものとします。
- (3) 会員は、銀行IDを他人に知られないよう管理し、会員の故意もしくは過失等によって銀行IDを他人に知られることにより生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。

第3条(本契約の有効期限および本契約の終了)

- (1) 本契約の有効期限は、会員となった日より1年間とし、期間満了の1ヵ月前までに会員または銀行から特に申出がないときは、引続き1年間自動更新するものとし、以降も同様とします。
- (2) 期間満了日の1ヵ月前までに会員もしくは銀行より本契約の自動更新を行わない旨の申出がなされ、本契約が終了した場合、会員は、本契約終了日における本契約に基づく残債務(元本、利息および遅延損害金を含みますが、これらに限りません。以下同じ。))を本規約に従い完済するまで支払うものとし、かかる支払に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項は有効に存続するものとします。
- (3) 本条(1)にかかわらず、会員が満70歳になり最初に到来する契約応当月の月末に達したときはその時点をもって本契約は当然に終了するものとします。かかる事由により本契約が終了する場合には、本条(2)の規定が準用されるものとします。

第4条(認証)

会員は、銀行所定のホームページへのログイン時および本契約に基づく個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時に、以下の方法により銀行および保証会社所定の方法により、会員を認証する手続きが必要となります。

(1) ログイン時の認証手続き

- ① 会員は、本取引を利用するために次の各号に定める方法により、銀行および保証会社の認証(以下「本認証サービス」といいます。))を受ける必要があります。
 - a. 会員が自らの名義で使用する携帯電話、タブレット端末、パソコン端末等(以下「本端末」といいます。))に、銀行所定の方法により会員が入力したドコモ回線に関する(A) dアカウントのID(以下「dアカウント」といいます。))および(B) dアカウントのパスワード(保証会社の提供する回線以外で通信する場合)または保証会社がNTTドコモ回線契約に基づき発行するネットワーク暗証番号(以下「暗証番号」といいます。))を入力することにより認証を受ける方法
 - b. 上記 a. の認証がなされた際に保証会社が管理するサーバーから発行され、本端末に記録されたCookieにより認証を受ける方法
 - ② 本認証サービスの利用に必要なdアカウント等の取扱いに関する条件は、保証会社のdアカウント規約に定めるところによります。
 - ③ 銀行は、(ア) dアカウントのID および暗証番号が、保証会社に登録された内容と一致していることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合、または(イ) 会員が本端末に記録されたCookieにより本端末が使用されていることを銀行および保証会社所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。この場合に行われた本取引については、dアカウント、暗証番号、その他銀行が指定する情報について、または本端末に関して紛失、盗難、漏洩その他の会員の責に帰すべき事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行及び保証会社ならびに再保証会社は一切の責任を負担しないものとします。
 - ④ 推測されやすい暗証番号により、または会員の故意もしくは過失等によって暗証番号を他人に知られることにより生じた損害、および会員の故意もしくは過失等によって生じた損害については会員の負担となることをあらかじめ承諾します。
 - ⑤ 会員は、暗証番号及び本認証サービスを利用する対応端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。会員は、UIMカード、dアカウント等およびそれらを入力したことのある端末ならびに本項①b.に定めるCookieが保存されている端末(以下総称して「認証キー」といいます。))を厳重に管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。認証キーの管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、会員が一切の責任を負い、銀行および保証会社ならびに再保証会社は責任を負いません。
- (2) 個別の貸付の申込み時ならびにその他の銀行所定の取引等の申込み時の認証手続き
銀行所定の暗証番号(以下「認証コード」といいます。))を、会員が予め銀行に届け出た電話番号宛にSMS(ショートメッセージサービス)により通知し、会員が当該認証コードを銀行所定の方法により本端末に入力することにより、銀行が認証する方法。なお、認証コードは時間の経過とともに変更され、一定期間内に一度だけ利用することが出来るものです。
銀行は、認証コードが、銀行が通知した内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合は、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。この場合に行われた本取引については、認証コードについて、または本端末に関して紛失、盗難、漏洩その他の会員の責に帰すべき事由により第三者に不正使用された場合その他の事故があっても、会員がその責任を負担するものとし、銀行は、一切の責任を負担しないものとします。会員は、認証コードおよび本端末について、第三者に本契約に基づくサービスが利用されることのないように善良なる管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、認証コードおよび本端末を第三者に譲渡、貸与、質入、その他利用させてはなりません。認証コードおよび本端末の管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、会員が一切の責任を負い、銀行および保証会社ならびに再保証会社は責任を負いません。

第5条(新規借入れの停止、本契約の解約)

- (1) 次の各号の事由が一つでも生じたときまたは銀行が会員として不適格と認めたときは、銀行は、会員への通知催告等を要さず直ちに新たな借入れを停止すること、または会員への通知により直ちに本契約を解約することができるものとします。会員に通知する場合において、通常の連絡方法(届出された住所等への電話、手紙、eメール等)を用いても通知が到達しないときまたは延着したときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。
 - ① 会員が入会申込み時に虚偽の申告をしたとき
 - ② スマートマネーレンディング規約第10条(1)および(2)の各号に定める事由の一つでも生じたとき
 - ③ 退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき(保証会社または再保証会社の保証が終了または解約された場合を含みます。))

- ④ 会員の本取引の利用状況が適当でないと銀行が判断したとき
 - ⑤ 本契約もしくは本取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本契約もしくは本取引の名義人の意思によらずに本契約が締結されもしくは本取引が開始されたことが明らかになったとき
 - ⑥ 貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約が解約されたとき
 - ⑦ 貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約の名義を会員以外へ変更されたとき
 - ⑧ 貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約の利用者登録を会員以外へ変更されたとき
 - ⑨ NTT ドコモ回線契約の利用中断がされたとき
 - ⑩ 銀行が第 14 条の 2 に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を要求した場合に、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答および資料の提出をしないとき
 - ⑪ 第 14 条の 2 に基づく銀行の各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、銀行が本取引についてマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき
 - ⑫ 本取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑬ 会員が行う本取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、銀行のサービス提供に支障が生じると認められるため、銀行が会員にその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、会員がその是正を行わないことにより、会員と銀行との信頼関係が損なわれたと認められるとき
 - ⑭ 本取引の目的が事業用の取引であるまたはそのおそれがあると銀行が判断したとき
 - ⑮ 本取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑯ (3) 各号のいずれかに該当し、本契約が解除されたとき
 - ⑰ その他会員が本規約のいずれかに違反したとき
- (2) 本条(1)に基づき本契約が解約された場合において、解約時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解約後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項(但し、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。
- (3) 銀行は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当該会員に対する通知なくして本契約を直ちに解約することができるものとします。
- ① 会員に対する銀行の本契約に基づく貸付残高が 0 円の状態が 1 年以上続いた場合
 - ② 貸付残高が 0 円の状態で NTT ドコモ回線契約が解約された場合
 - ③ 貸付残高が 0 円の状態で NTT ドコモ回線契約の名義を会員以外へ変更された場合
 - ④ 貸付残高が 0 円の状態で NTT ドコモ回線契約の利用者登録を会員以外へ変更された場合

第 6 条(会員による本契約の解約)

会員は、銀行所定の手続に従って、本契約の解約の申入れができるものとし、かかる申入れ時に残債務がなければ直ちに、残債務があればかかる残債務の完済時に本契約は解約されるものとします。なお、解約申入れ時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、会員は債務全額を一括して支払うものとします。

第 7 条(住所等の変更届出等)

- (1) 会員は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等銀行所定の方法をもって、変更内容または開示請求内容を届け出るものとします。
- ① 銀行に提出している個人情報(住所等の属性情報および収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。)に変更があったとき
 - ② 上記に掲げるほか銀行から特定の情報の開示請求を受けたとき
- (2) 会員は、前項の事由が生じていない場合であっても、1年に1回を目途に、銀行に提出している個人情報に変更がない旨を届け出るよう努めるものとします。
- (3) 第 1 項の届出を怠ったことを理由とする銀行からの会員に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。

第 8 条(成年後見人等の届出)

- (1) 会員について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行所定の書面によって銀行に届け出るものとします。この場合、銀行所定の本人確認書類を提出するものとします。また、会員の補助人・保佐人・成年後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、直ちにその成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面にて銀行に届け出ます。この場合にも、銀行は所定の本人確認書類を求めることがあります。
- (2) 会員について家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行所定の書面にて銀行に届け出るものとします。この場合、銀行所定の本人確認書類を提出するものとします。
- (3) 会員がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様に銀行に届け出るものとします。
- (4) 前 3 項の届出事項の取消、または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届け出るものとします。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、銀行はいかなる責任も負わないものとします。

第 9 条(債権譲渡、契約譲渡)

- (1) 会員は、本契約から生じた一切の債権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡または担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に供することを含みます。)、また、その際、会員が銀行に対して有し、または有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、相殺の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことあらかじめ同意します。
- (2) 前項により債権が譲渡等された場合、銀行から会員に対する書面による別段の指示がない限り、銀行は譲渡等された債権に関し、譲受人または受諾者等の代理人になるものとします。この場合、会員は銀行に対して、従来どおり本規約に定める方法によって債務を支払い、銀行は譲受人または受諾者等にこれを交付するものとします。

第 10 条(預金口座振替依頼)

会員は、本契約締結に先立ち、特定の金融機関に対して銀行との取引に関して預金口座振替依頼を提出している場合は、本契約に基づき銀行から立替払いを受けもしくは借り受けた金銭の返済のために同依頼に基づく預金口座振替を銀行が利用することに同意します。

第 11 条(危険負担、免責条項)

- (1) 銀行は、次の場合に生じた損害等については一切その責を負わないものとします。
- ① 情報システム、ネットワークまたは設備(銀行が運営しているシステムおよび設備を含みます。)の故障や誤作動により問題が生じた場合(会員との間の取引に関する情報や信用情報機関等に対し提供する情報に誤りが生じたことその他本契約に基づく銀行の義務の不履行または履行遅滞を含みます。)。但し、かかる故障や誤作動等が銀行の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
 - ② 銀行以外の金融機関、提携先等と銀行以外の第三者の責めに帰すべき事由があった場合。
 - ③ 電信もしくは郵便の誤謬、遅滞等、または裁判所公的機関の措置等の銀行の責めに帰することのできない場合。
- (2) 会員は、会員が銀行に差し入れた契約書等が事変、災害等銀行の責めに帰することができない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿等・伝票等の記録に基づいて債務を弁済することに同意します。
- (3) 本取引において、諸請求書、諸届その他書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第 12 条(規約の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規約を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、銀行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。

第 13 条(反社会的勢力の排除)

- (1) 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用をき損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員が暴力団員等もしくは本条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)における表明もしくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、銀行は、会員に対する通知により、会員とのすべての契約を直ちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項(但し、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。
- (4) 本一般規約第7条(1)の届出の遅滞、住所地における不在など会員の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着または到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に会員とのすべての契約が解除されるものとします。
- (5) 本条(3) および(4)により会員とのすべての契約を解除した場合、銀行は、会員に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、銀行に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

第 14 条(外国 PEPs の申告)

会員は、現在または過去において次の各項に定める外国 PEPs 等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当するときまたは新たに該当することになったときは、直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、銀行に申告するものとします。

- (1) 外国において次のいずれかに該当する職にある方
 - ① 外国の元首
 - ② 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ⑤ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - ⑦ 中央銀行の役員
 - ⑧ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- (2) 前項に該当する方の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)、父母、子および兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子)に該当する方。

第 14 条の 2(取引内容の確認)

銀行が、会員の情報および具体的な本取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。

第 15 条(電子媒体利用に関する同意)

- (1) 会員は、適用法令(法律、政令、省令、ガイドライン、およびそれらの改正を含みます。以下同じ。)により認められる最大限の範囲において、当該適用法令の書面の交付を要求する条項に規定された書面の交付および通知その他の銀行および保証会社ならびに再保証会社の行為が、電子媒体を利用して提供されることに同意します。
- (2) 会員は、銀行が電子媒体を利用して交付する書面を確認するときは、銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された交付書面で閲覧するものとします。なお、銀行が行う会員への書面交付は、銀行が当該交付書面を当該ホームページへ掲載した時に有効に完了したものとします。また銀行が行う会員への通知およびその他の行為は、会員が本契約の際に銀行に提出した e メールアドレス(e メールアドレスを変更した場合も含みます。)に銀行が送信した時に有効に完了したものとします。銀行は、通知およびその他の行為が、会員の行為に起因して第三者に送付された場合でも、それについての一切の責任を負わないものとします。
- (3) 銀行および保証会社ならびに再保証会社は、会員から書面による交付の申し出があれば、その都度、適用法令により必要となる範囲で書面による交付を行います。
- (4) 会員は、本契約に関する債務にかかる保証会社ならびに再保証会社による保証履行が行われた場合は、本条に基づき電子媒体を利用して提供された書面および通知等(以下「電子書面等」といいます。)を消去することを、銀行および保証会社ならびに再保証会社に対し、本契約の成立をもって予め指図したものとします。また、この場合、銀行所定のホームページおよび電子書面等が閲覧できなくなるほか、各種取引を行うことができなくなります。会員が銀行および保証会社ならびに再保証会社所定の方法によりかかる指図を撤回する場合には、それまでに提供された電子書面等について、書面による交付を受けるものとします。銀行が別途指定する期間までに会員から申し出がない場合には、会員がかかる撤回を行わなかったものとして取扱います。

第 16 条(準拠法)

本規約および本契約に基づく会員と銀行との個別の貸付けに係る契約その他の契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。

第 17 条(合意管轄)

会員は、本契約について紛議が生じた場合、訴額にかかわらず、銀行または保証会社の本社ならびに再保証会社の本社、営業所等の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意します。ただし、保証委託契約について紛議が生じた場合の専属的管轄裁判所は「保証および再保証委託約款」の定めに従うものとします。

2020 年 05 月 21 日改定

(スマートマネーレンディング規約)

第 1 条(借入方法)

- (1) 会員は、次の方法により銀行から現金の借入れをすることができます。
 - ① インターネット等によるデータ送信等による申込みに基づく会員名義の銀行口座、② 会員名義のドコモ口座への振込、および③ その他銀行が定める方法
- (2) 前項①の方法による借入れは銀行所定の方法により会員があらかじめ届け出ている会員名義の銀行口座に対して行い、前項②の方法による借入れは会員名義のドコモ口座に対して行うものとします。会員名義の銀行口座に対して行う場合、会員は、銀行がかかる振込に際しての振込人名を「カ)シンセイギンコウ」とすることに同意します。
- (3) 銀行は、会員に現金を貸付けたときは、貸付けを完了したことを e メールまたは銀行所定の方法で会員に通知します。借入れに係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員の WEB 取引履歴を確認します。
- (4) 借入れにあたり、銀行が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請したにもかかわらず、会員が銀行の要請した期間内にこれに応じない場合は、

銀行の判断で、会員に通知のうえ、本契約を解除することがあります。なお、解除時に残債務がある場合は、銀行が特に認めた場合を除き、債務全額を一括して支払うものとします。

第2条(極度額)

- (1) 本スマートマネーレンディング規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額(以下「極度額」といいます。また銀行では、「契約額」という用語を極度額と同じ意味で使用することがあります。)を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額については、本契約事項のとおりとします。なお、銀行が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元本のみ)の合計額を新たな貸付金額とします。
- (2) 銀行は、本条(1)の極度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により銀行が必要と認めた場合または会員の申入れによる場合はいつでも銀行の認められた限度で銀行の認める範囲で増額することができるものとします。なお、本項の規定により極度額が残元金を下回り、新たな借入れが中止となった場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、会員は超過分について直ちに一括して支払うことを要せず、引き続き第4条に従って返済を行うものとします。
- (3) 銀行は、本条(1)の極度額を、会員の申入れがあった場合または会員の信用状態に基づいて銀行が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で銀行の認める範囲で増額することができるものとし、銀行から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は銀行が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。
- (4) 本条(2)または(3)に基づく極度額の増減に関する会員の申入れは、以下の銀行所定の方法により行うことができるものとします。
 - ① 増額はインターネット等での申込み
 - ② 減額は電話での申込み

第3条(返済額の設定)

- (1) 本契約事項に定める返済方式が「残高スライドリボルビング方式」の場合には、約定返済日における約定返済額は、本契約事項に定める返済額表(以下「返済額表」といいます。))に従って決定されます。約定返済日前の本契約に基づく貸付のうち約定返済日の10営業日前の前日(以下「自動振替請求日」といいます。))の終了時点における最終貸付の直後の貸付残高を基準貸付残高とし、返済額表中の同基準貸付残高に対応する返済額欄該当額が当該約定返済日に返済されるべき約定返済額となります。
- (2) (1)以外の場合には、本契約事項に定める各回の返済金額設定方式のとおりとなります。

第4条(返済)

- (1) 会員は、本契約事項に定める約定返済日に同記載の約定返済額の金額(本契約に基づく残債務のうち、元本の総計が約定返済額未済の場合は、(4)項の定めによる。)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝日および銀行が指定する年末年始等の休業日にあたる場合は、当該休業日の翌営業日を約定返済日とします。
- (2) 約定返済日は、銀行が指定する日のなかから預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。))として会員があらかじめ指定した日とします。
- (3) 約定返済日以外の日に会員が返済した場合および約定返済日において約定返済金額を超える金額を返済した場合は「臨時の返済」として取扱われるものと、会員は約定返済日に改めて約定返済金額を返済するものとします。なお、本スマートマネーレンディング規約において「臨時の返済」とは、約定返済が遅滞されていないときに行われた約定返済以外の全ての返済をいうものとします。
- (4) 約定返済日において、約定返済額が自動振替請求日時点での残債務のうち元本の総計に相当する金額を上回る場合、会員は、当該約定返済日においては当該元本の総計(以下「最終元本」といいます。))に相当する額のみを返済し、当該元本の総計相当額の返済後の残債務(以下「最終残債務」といいます。))は次回の約定返済日に返済するものとします。
- (5) 会員が自動振替を利用して返済する場合の返済にかかる取扱いは以下に定めるとおりとします。
 - ① 銀行は、約定返済日の自動振替先銀行所定の時間(以下「約定返済処理時」といいます。))に、第3条に規定する約定返済額を、自動振替口座から振替し、残債務の返済に充当します。会員は、約定返済日前日までに約定返済額以上の預金残高(最終元本および最終残債務を返済する約定返済日においては、それぞれ最終元本および最終残債務の金額をいいます。以下本項において同じ。))を自動振替口座に確保するものとします。
 - ② 約定返済処理時において、自動振替口座の預金残高が約定返済金額に満たない場合には、自動振替による残債務の返済は行われぬものとします。
 - ③ 会員は、自動振替による約定返済を遅延した場合には、直ちに、当該約定返済日における約定返済金額を含む残債務を銀行の指示に従い次条(1)に定める②、③いずれかの方法で返済するものとします。
 - ④ 会員は、前3号のほか、本項に基づく返済に関して銀行所定の手続きに従うものとします。
 - ⑤ 本項に基づく返済について、かりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、会員がその責任を負うものとします。
- (6) 本条の規定にもかかわらず、約定返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。

第5条(返済方法および返済場所)

- (1) 会員は、以下のいずれかの返済方法および返済場所で本規約に基づく貸付の返済をするものとします。
 - ① 会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替
 - ② 指定金融機関の口座への振込
 - ③ 銀行所定の方法による会員名義のドコモ口座からの指定ドコモ口座への送金なお、約定返済以外の臨時の返済がなされた場合、銀行は返済金を受領したことをeメールまたは銀行所定の方法で会員に通知します。
- (2) 会員は、返済に係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員のWEB取引履歴を確認します。

第6条(貸付利率)

- (1) 本契約に基づく貸付けに係る貸付利率(この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額(再保証がある場合は、再保証料を含む。))を含む年率。以下「貸付利率」といいます。))は、本契約事項に定めるものとします。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、会員が銀行に対して本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合には、銀行は、利息制限法その他の法令に基づいて、貸付利率を減ずることがあります。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、銀行は、銀行所定の基準を満たす会員に対して、貸付利率を優遇することができるものとします。但し、銀行は会員に通知することなくいつでもその優遇取扱を中止または優遇幅を変更することができるものとします。
- (4) 本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相場の事由がある場合には、銀行は貸付利率を一般に行われる程度のもにすることができるものとします。この変更の内容は、本一般規約第12条(1)に規定する方法により告知します。

第7条(利息計算)

本契約に基づく貸付けに係る元金に対し一定の貸付期間に発生する利息の金額は、次の計算式により計算します。
利息対象期間の毎日の最終残高の総和÷利息対象期間の日数×貸付利率×利息対象期間の日数÷365(うるう年は366日とします。)
なお、ここでいう利息対象期間とは、「前回の約定返済日」(直前の約定返済日がない場合は、借入日の翌日をいいます。以下同じ。))から次回の約定返済日の前日までの各期間をいうものとします。ただし、かかる各期間において新たに借入れを行ったときは、直前の約定返済日から当該新たな借入れの借入日までの期間と、当該新たな借入れの借入日の翌日から次の新たな借入れの借入日(次回の約定返済日まで)に次の新たな借入れがない場合は次回の約定返済日の前日)までの期間のそれぞれをいうものとします。なお、元本が返済された日は、元本残高が存在しないため、利息は発生しません。また、利息対象期間がうるう年とそうでない年とにまたがる場合は、上記計算式を分けて計算し、合計したものを当該利息対象期間の利息の金額とします。付利単位は1円とします。

第8条(充当順位)

- (1) 会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本スマートマネーレンディング規約第14条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。元利を含めた一括返済の場合も同様の順で充当されます。但し、銀行の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、臨時の返済については、本項①④に①から④の順で充当されます。
- (2) 会員が約定返済を怠ったのに返済を行った場合の返済金は、返済期限が先に到来した月の約定返済額から順に、前項①から④の順位で充当されます。
- (3) 会員が銀行に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、銀行は、通知なくして銀行が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。

第 9 条(臨時の返済)

会員は、約定返済日に約定返済額を返済します。これに加えて会員は、本契約に基づく残債務の全部または一部について、会員はいつでも返済することができるものとし、その場合の充当方法は前条に定める方法に従うものとし、また、約定返済日に約定返済額を返済しない限り、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとし、また、

第 10 条(期限の利益の喪失)

- 次の各号の事由が一つでも生じたときは、銀行から催告がなくても、会員は当然に期限の利益を失い、本契約に基づく残債務全額を直ちに支払うものとし、また、
 - ① 会員が銀行に届け出た内容に虚偽の申告があったことが判明したとき
 - ② 会員が本契約に基づく返済を 1 回でも怠ったとき
 - ③ 会員が民事執行、仮差押、仮処分、租税公課の滞納処分を受けたときまたは会員が破産、民事再生、その他倒産処理に関する法令による手続を自ら申し立てたときもしくは申立てを受けたとき
 - ④ 会員が支払を停止したとき
 - ⑤ 会員が手形または小切手の不渡りを受けたとき
 - ⑥ 会員について相続の開始があったとき
 - ⑦ 会員が保証会社および再保証会社と締結した保証および再保証委託約款、その他の契約に基づき、保証会社および再保証会社から保証の取消、解約または解除等の通知があったとき
 - ⑧ 住所変更等の届出を怠る等会員の責めに帰すべき事由により、会員の所在が不明となったとき
 - ⑨ 会員が銀行または保証会社および再保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
 - ⑩ その他会員の信用状態が著しく悪化したとき
- 次の各号の事由が一つでも生じたときは、銀行からの請求によって、会員は期限の利益を失い、本契約に基づく残債務全額を直ちに支払うものとし、また、
 - ① 銀行および保証会社ならびに再保証会社が会員について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたととき
 - ② その他会員が本契約事項または本規約その他本契約に関するいずれかの約定に違反したとき

第 11 条(遅延損害金(賠償額の予定))

- 本スマートマネーレンディング規約第 4 条(1)または(2)に定める約定返済日に返済を怠った場合は、会員は、その翌日から貸付利率に代わり、残元金全額に対し、本契約事項に定める遅延損害金(年率)の利率(計算方法は本スマートマネーレンディング規約第 7 条に準じます。)による遅延損害金を支払うものとし、また、
- 前条により期限の利益を失った場合、会員は、その翌日から完済まで、貸付利率に代わり、残元金全額に対し、本契約事項に定める遅延損害金(年率)の利率(計算方法は本スマートマネーレンディング規約第 7 条に準じます。)による遅延損害金を支払うものとし、また、

第 12 条(保証会社への保証債務履行請求)

- 会員が残債務について期限の利益を失う等の事由により残債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対して保証債務の履行を請求し、残債務全額の弁済を受けることができるものとし、また、この場合、保証会社は、当該保証債務の履行により取得した求償権のうち、再保証会社が保証している債務については、再保証会社に保証債務の履行を請求し、当該求償権全額の弁済を受けることができるものとし、また、
- 保証会社が会員に代わって残債務全額を銀行に返済した場合は、会員は保証会社に保証会社との契約に基づき保証会社に対して支払うべき金銭を支払うものとし、また、ただし、再保証会社が当該残債務に関して保証会社の取得した求償権について保証履行した場合は、会員は、再保証会社に対して再保証会社が保証履行した金銭を支払うものとし、また、

第 13 条(報告および調査)

- 会員は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、会員の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとし、また、
- 会員は、会員の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく銀行に報告するものとし、また、

第 14 条(会員の債務(会員等の元本および利息以外の負担))

会員は、銀行所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用または手数料を負担するものとし、また、

- ① 会員に交付された書面の再発行および当該書面の交付に代えて電磁的方法により会員に提供された事項の再提供の手数料
- ② 口座振替の方法による弁済において、会員が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続に要する費用
- ③ 契約の締結および債務の弁済の費用のうち、
 - a. 公租公課の支払に充てられるべきもの
 - b. 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

第 15 条(過剰入金・相殺処理の取扱)

- 会員が残債務額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた超過資金には銀行は利息を付さず、その返却方法および返却場所は、会員の指定する会員名義の指定金融機関またはドコモ口座への振込その他銀行所定の手続によるものとし、また、
- 会員が、銀行に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。
- 会員が銀行に対して支払期にある債務を負担している場合、銀行は、その債務と会員の預金債権その他の銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず、事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとし、また、

第 16 条(指定商品に関する特約)

会員が銀行の指定する商品を利用する場合、本スマートマネーレンディング規約の各条項が銀行が指定する当該商品に適用されます。但し、銀行からの特約の意思表示がない限り、本スマートマネーレンディング規約第 2 条(極度額)およびその他本スマートマネーレンディング規約中の極度額に係る規定は適用されないものとし、会員は、極度額内であっても当該銀行が指定する商品の貸付を受けることはできなくなります。

第 17 条(優遇金利に関する特約)

- 銀行は、会員が銀行が指定する以下の条件を満たした場合には、それぞれ次の通り貸付利率を優遇するものとし、また、
 - ① NTT ドコモ回線契約の連続する契約期間の年数に応じた優遇
契約期間の年数/優遇される金利
 - a. 15 年以上/年 1%
 - b. 10 年以上/年 0.8%
 - c. 8 年以上/年 0.6%
 - d. 4 年以上/年 0.4%
 - e. 4 年未満/年 0.2%
 - ② 「レンディングマネージャーアプリ」により、以下の口座について銀行所定の方法により株式会社マネーフォワードが提供する「Money Forward」のサービスの提供を受ける場合の優遇は、各年 0.1%。なお、「Money Forward」とは、株式会社マネーフォワード社が会員との間の契約に基づき、会員の指定する金融機関から取得する情報(当該金融機関の預金口座に係る残高、入金履歴その他の情報を含みます。)を集約して会員に提供するサービスを行います。本号に基づく優遇金利は、以下の各口座ごとにサービスを受けることを開始する都度適用が開始されます。また、会員が当該サービスを受けることを中止した場合は、本号に基づく優遇金利の適用は終了します。優遇金利の適用の終了は各口座ごとに適用されます。優遇金利の適用が終了するのは、会員が当該サービスを受けることを中止した月の属する月の翌月の約定返済日となります。なお、優遇を受けられる口座は、以下のうち a として 1 つ、b として 1 つの合計 2 口座までとします。
 - a. 会員が任意に指定する会員名義の銀行口座
 - b. 給与振込口座

- ③ その他銀行の定める条件に合致した場合は、別途定める優遇金利が適用されます。
また、本項の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、会員に通知することなく本項に基づく優遇金利の適用を中止または優遇金利を変更することができるものとします。
- (2) 優遇金利の適用は、契約締結時および毎月月末に判定し、判定後、最初に到来する約定返済日から適用されるものとします。
- (3) 以下の場合には、(1)①、②および③の優遇金利の適用が終了するものとします。なお、優遇金利の適用が終了するのは、以下の各事由が発生した日または銀行がかかる事由の発生を知った日が属する月の翌月に到来する約定返済日となります。以下のいずれかの事由の発生により優遇金利の適用が終了した後であっても、かかる事由が解消し、以下のいずれの事由にも該当しなくなった場合には、本条に基づく優遇金利が前2項に基づいて改めて適用されます。
- ① NTTドコモ回線契約の名義変更があった場合
 - ② NTTドコモ回線契約の契約者と利用者が異なることとなった場合。ただし、異なることとなった時点において、会員が(a)NTTドコモ回線契約以外の携帯電話回線契約を保証会社との間で締結し、当該契約が存続している場合または(b)かかる時点以降、NTTドコモ回線契約以外の携帯電話回線契約を保証会社との間で新たに締結した場合は、かかる携帯電話回線契約のうち、会員が選択した契約について、(1)に基づいて優遇金利が適用されます。
 - ③ NTTドコモ回線契約の利用料金に延滞があった場合
 - ④ NTTドコモ回線契約を会員が任意で解約した場合。ただし、会員が、(a)当該解約までに、会員がNTTドコモ回線契約以外の携帯電話回線契約を保証会社との間で締結し、当該契約が解約時点において存続している場合または(b)かかる解約以降、NTTドコモ回線契約以外の携帯電話回線契約を保証会社との間で新たに締結した場合は、かかる携帯電話回線契約のうち、会員が選択した契約について、(1)に基づいて優遇金利が適用されます。
 - ⑤ NTTドコモ回線契約が強制的に解約された場合
 - ⑥ 会員が本契約に基づく返済を1回でも怠った場合
 - ⑦ 会員が、保証会社または再保証会社が保証する本契約以外の債務の履行を1回でも怠り、または期限の利益を喪失し、もしくはかかる債務に関する契約が解約された場合
 - ⑧ 一般規約第13条に違反した場合
 - ⑨ 会員の死亡の事実を銀行または保証会社もしくは再保証会社が知った場合
 - ⑩ 銀行または保証会社もしくは再保証会社が、指定信用情報機関の会員の情報に債権保全上悪影響のある変更があったことを知った場合
 - ⑪ 保証会社が発行し、会員が利用するdカードの利用料金のお支払いを会員が一回でも怠った場合
 - ⑫ 会員が債務整理を行う旨の通知を銀行が受領した場合、またはかかる事実があることを銀行が知った場合

2019年07月30日制定

銀行の契約する指定紛争解決機関「一般社団法人全国銀行協会」

連絡先「全国銀行協会相談室」

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

登録 No.11114 2005

保証および再保証委託約款

委託者は、株式会社新生銀行（以下「甲」といいます。）との「ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディング」にかかる金銭消費貸借契約（以下「原契約」といいます。）に基づく債務について、以下の各条項（以下「本規約」といいます。）を確認し承認の上、株式会社NTTドコモ（以下「乙」といいます。）に対して保証を委託します。

また、委託者は、乙が必要と認めたことを条件に、当該保証委託契約に基づく委託者の乙に対する求償債務につき、本規約の各条項を承認の上、新生フィナンシャル株式会社（以下「丙」といいます。）に対して保証（再保証）を委託します。

第1条（保証委託および再保証委託）

(1)委託者は、原契約に基づき、委託者が負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務について、乙に保証を委託し、乙は、乙所定の方法により定めた金額の範囲において、委託者の債務を保証することを受託します。また、乙が必要と認めたことを条件に、当該保証委託契約に基づき、委託者が負担する求償債務、損害金その他一切の債務について、丙に保証（再保証）を委託します。

(2)本規約に基づく委託者と乙との間の契約（以下「本保証委託契約」といいます。）は、委託者が乙に対し本規約に基づく保証委託の申込みを行った後、乙が当該申込みを承諾し必要な手続を完了したときに成立するものとします。また、本規約に基づく委託者と丙との間の契約（以下「再保証委託契約」といいます。）は、委託者が丙に対して本規約に基づく保証（再保証）委託の申込みを行った後、丙が当該申込みを承諾し必要な手続を完了したときに成立するものとします。

(3)原契約に関して委託者のためにする甲乙間の個別の保証契約は、乙が甲に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。また、乙が必要と認めた場合に本保証委託契約に関して委託者のためにする乙丙間の個別の保証契約は、丙が乙に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。

なお、乙が当該保証（再保証）を不要と判断したことにより、丙による保証（再保証）がなされない委託者については、本規約のうち、丙との関係を定めた条項や前項で定める再保証委託契約に関する条項の適用がないものとします。

(4)原契約の内容が変更されたときは、本規約に基づく委託者と乙との間の本保証委託契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。また、本保証委託契約の内容が変更されたときは、本規約に基づく委託者と丙との間の再保証委託契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

(5)本保証委託契約の効力は、原契約が終了した場合であっても、原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務が完済されるまでの間、存続します。また、再保証委託契約の効力は、原契約または本保証委託契約が終了した場合であっても、本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務が完済されるまでの間存続します。

(6)委託者は、本保証委託契約および再保証委託契約の締結にあたり、甲、乙および丙が別途定める「個人情報の取扱いに関する規約」（以下「本同意事項」といいます。）に同意いただく必要があります。

第2条（保証等の解除）

(1)委託者は、原契約の有効期間内であるか否かにかかわらず、乙および丙が必要と認めた場合、乙および丙が本規約に基づき行った保証委託（または再保証委託）を解除されても異議を述べないものとします。

(2)保証債務が履行済みであるかどうかを問わず、乙または丙それぞれの保証債務が免責される事由が生じた場合には、委託者は、乙または丙それぞれが既に負担した保証債務を免れることを承諾します。

(3)委託者は、前二項により保証債務の効力が喪失した場合にも、既に甲から借り入れた債務、既に乙が代位弁済し

それにより発生した求償債務および丙が代位弁済しそれにより発生した求償債務については、引き続き弁済の責を負うものとします。

第3条（求償権の事前行使）

(1)委託者が次の各号の1つでも該当または該当するおそれのあるときは、委託者は、乙および丙からの何らの通知、催告なしに、乙または丙のいずれか一方が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。

- ①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - ②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき
 - ③振り出した手形・小切手が不渡となったとき
 - ④相続の開始があったとき
 - ⑤原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき（乙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。）
 - ⑥本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき（丙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。）
 - ⑦甲、乙または丙に対する他の債務の1つでも期限の利益を喪失したとき
 - ⑧住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙または丙において委託者の所在が不明となったとき
 - ⑨乙が提供するクレジットカードサービスであるdカードに係る会員資格が取り消しとなったとき
 - ⑩甲以外の金融機関との間で締結した原契約と同種の契約において、乙または丙による代位弁済が発生したとき
 - ⑪その他、原契約に係る期限の利益を喪失したとき
 - ⑫前各号に定めるほか、債権保全のために必要があると乙または丙が認めたとき
- (2)乙または丙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法461条に基づく主張を行いません。

第4条（代位弁済）

(1)委託者が次の各号の1つでも該当し、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙は、委託者に対して何ら通知、催告を要せず、保証債務を履行するものとします。また、この場合に丙が乙から保証債務の履行を求められたときは、丙は、委託者に対して何ら通知、催告を要せず、保証債務を履行するものとします。委託者は、これに対して何らの異議を述べないものとします。

- ①原契約で定める約定返済日から55日を経過してもなお借入金返済債務の履行をしなかったことを原因として期限の利益を喪失したとき
 - ②弁護士など法的権限のあるものにより委託者の原契約に基づく債務に係る整理の申し入れがあったとき、または、委託者が破産手続開始、民事再生手続もしくは特定調停開始の申し立てをしたとき
 - ③その他原契約に係る期限の利益を喪失したとき
- (2)乙が甲に代位弁済した場合または丙が乙に代位弁済した場合には、甲が委託者に対して有していた一切の権利または乙が委託者に対して有していた一切の権利が乙または丙に承継されるものとします。委託者は、これに対して何らの異議を述べないものとします。
- (3)前項により乙または丙が承継した権利を行使する場合には、原契約、本保証委託契約および再保証委託契約の各条項が適用されます。

第5条（求償権の範囲等）

(1)乙または丙が前条第1項の代位弁済をしたときは、委託者は、代位弁済者（丙が代位弁済した場合には、丙に限

ります。) に対し、①代位弁済額全額、②これに対する代位弁済日の翌日から完済日まで年14.6%の割合による遅延損害金、③代位弁済に要した費用および④代位弁済者が①から③までの金額を請求するために要した費用を支払います。

(2)委託者は、乙または丙による代位弁済後に甲に対して返済を行った場合および丙による乙に対する代位弁済後乙に対して返済を行った場合において、甲、乙および丙との合意に基づき、当該返済額が前項に基づく乙または丙に対する支払いの一部に充当される場合があることについて、何らの異議も述べないものとします。なお、委託者が残債務額を超える返済をした場合には、第10条（過剰返済・相殺処理の取扱い）に従うものとします。

第6条（弁済の充当順位）

委託者の弁済額が、本保証委託契約から生じる乙に対する債務または再保証委託契約から生じる丙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙または丙がそれぞれ適当と認める順序、方法により充当できます。なお、委託者について、乙または丙それぞれに対する複数の債務があるときも同様とします。

第7条（報告等）

(1)委託者は、（氏名）、（職業）、（住所）、（居所）、（電話番号）、（年収）等本保証委託契約または再保証委託契約に関する乙および丙への届出内容に変更があった場合は、速やかに乙および丙に届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、乙および丙に届出がない場合（届出後、乙および丙がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本保証委託契約または再保証委託契約に定める乙および丙からの通知については、乙および丙が委託者から届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

(2)前項の届出があった場合、乙または丙は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出を委託者に求める場合があり、委託者はこれに応じるものとします。

(3)委託者は、委託者の財産、収入、信用等の事項について乙または丙から請求があったときは、直ちに乙または丙に対して報告し、乙または丙の指示に従います。

(4)委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙および丙へ報告し、その指示に従います。

(5)委託者またはその代理人は、委託者に係る後見、保佐または補助を開始する審判があった場合、直ちに乙および丙に対して、当該後見人、保佐人または補助人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。

(6)委託者またはその代理人は、委託者に係る後見監督人、保佐監督人または補助監督人を家庭裁判所が選任した場合、直ちに乙および丙に対して、当該後見監督人、保佐監督人または補助監督人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。

(7)委託者またはその代理人は、委託者に係る後見、保佐または補助を開始する審判が本保証委託契約または再保証委託契約締結より前にあったことを知った場合、直ちに乙および丙に対して、当該後見人、保佐人または補助人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。

(8)委託者またはその代理人は、前三項に基づき届け出べき事項に変更が生じた場合にも、前三項と同様に届け出ます。

(9)委託者は、前四項の届出以前に生じた損害について、乙および丙に一切負担を求めません。ただし、乙または丙の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第8条（調査）

(1)委託者は、乙または丙が委託者についてその財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。

(2)委託者は、委託者の財産の調査について乙または丙が必要とするときは、乙または丙を委託者の代理人として市町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することを委任します。

(3)委託者は、乙または丙が債権保全上必要と判断した場合に、乙または丙が住民票・戸籍謄（抄）本を請求することに同意します。

第9条（費用の負担）

(1)乙または丙が第4条第1項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本保証委託契約または再保証委託契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙または丙の請求により直ちにこれらを支払います。

(2)委託者は、乙または丙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用または手数料を負担するものとします。

①委託者に交付された書面の再発行および当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料

②債務の弁済の費用のうち、

a.公租公課の支払に充てられるべきもの

b.強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

c.ATM およびCD 手数料

第10条（過剰返済・相殺処理の取扱い）

委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙または丙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、委託者の指定する委託者名義の指定金融機関への振込その他乙および丙所定の手続によるものとします。

第11条（原契約の定め）

委託者が乙および丙の保証により甲と原契約に基づき取引を行う場合には、本規約のほか原契約の各条項に従います。

第12条（求償権の譲渡、委託等）

委託者は、乙および丙が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡又は担保に供すること、また、その際、委託者が乙および丙に対して有し、又は有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことにあらかじめ同意します。

また、委託者は、乙および丙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、あらかじめ同意します。

第13条（不可抗力によって生じた障害の免責）

乙または丙は、情報システム、ネットワークまたは設備（乙および丙が運営しているシステムおよび設備を含みます。）の故障や誤作動により生じた問題（委託者との間の取引に関する情報や個人情報情報機関等に対し提供する情報に誤りが生じたことその他本規約に基づく乙または丙の義務の不履行または履行遅滞を含みます。）につき、委託者に対して一切の責任を負いません。ただし、かかる故障や誤作動等が乙または丙の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第14条（約款の変更）

(1)乙および丙は、以下の各号に該当する場合には、本規約を第2項に定める方法により変更することができます。

①変更の内容が委託者の一般の利益に適合するとき

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

(2)前項に基づく変更にあたっては、乙および丙は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、乙および丙のHP（乙については、第15条第1項第2号に定めるレンディングマネージャーサービス専用Webサイトを含み、以下同じとします。）においてあらかじめ公表します。

(3)乙および丙は、前二項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を乙および丙のHPにおいて公表する方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には、委託者は、当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。

乙および丙は、乙および丙のHP上に掲載する方法によって、一定の予告期間をおいてあらかじめ委託者に周知することにより、本規約を変更することができるものとし、当該予告期間の経過をもって本規約の変更の効力が生じるものとし、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されます。

第15条（通知）

(1)乙および丙は、本保証委託契約または再保証委託契約に関する委託者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとし、

①委託者が本規約および原契約に基づき甲、乙または丙に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知

②乙の定める「レンディングマネージャーサービス利用規約」に基づき提供される「レンディングマネージャーアプリ」または乙指定のレンディングマネージャーサービス専用Webサイトへの掲載

③委託者がdアカウントのIDとして利用しているメールアドレスまたはdアカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知

④委託者が乙の定める「Xiサービス契約約款」または「FOMAサービス契約約款」に基づき乙に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知

⑤委託者が本保証委託契約および再保証委託契約に係る申込み時に乙および丙に届け出たメールアドレスへの電子メールによる通知

⑥その他乙および丙が適当と判断する方法

(2)前項各号に掲げる方法による通知は、乙または丙が前項に定める通知を發し、委託者に対して通常到達すべき時に到達したものとみなし、その時点を持って通知がなされたとみなします。

(3)乙および丙は、第1項各号に掲げる方法のほか、乙または丙の各々のHP上にその内容を掲載することをもって、本保証委託契約または再保証委託契約に関する委託者に対する通知に替えることができるものとし、この場合、乙または丙が当該通知内容を乙または丙の各々のHP上に掲載した時点をもって当該通知が委託者に対してなされたものとみなします。

第16条（反社会的勢力の排除）

(1)委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下併せて「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (2)委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて乙もしくは丙の信用をき損し、または乙もしくは丙の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3)委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙および丙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本保証委託契約および再保証委託契約の解除後も、委託者が本保証委託契約および再保証委託契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本保証委託契約および再保証委託契約の契約事項および本規約の関連条項（ただし、約定返済にかかる条項を除きます。）は有効に存続するものとします。
- (4)本規約第7条第1項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着しまたは到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。
- (5)本条第3項および第4項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙および丙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙および丙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。

第17条（公正証書の作成）

委託者は、乙または丙の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、本保証委託契約および再保証委託契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な一切の手続をとるものとします。

第18条（権利の譲渡等）

委託者は、本規約に基づき乙および丙に対して有する権利または乙および丙に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第19条（準拠法）

本保証委託契約および再保証委託契約その他の本規約に係る委託者と乙および丙との契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。

第20条（管轄裁判所の合意）

- (1)本保証委託契約に関し紛争を生じたときは、委託者は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。
- (2)再保証委託契約に関し紛争を生じたときは、委託者は、丙の本社、営業所等の所在地の地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則（2019年7月30日）

1 この規約は2019年7月30日より実施します。

附則（2020年3月22日）

1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。